

富山県立志貴野高等学校長 殿

医師 住所

氏名

印

登校許可証明書

学校感染症について（通知）

下記の者は、学校保健安全法施行規則第19条の基準に達したので、学校への出席はさしつかえないと認めます。

1 生徒名 _____ (クラス名)

2 病 名 _____

3 初 診 令和 年 月 日

4 学校への出席日 令和 年 月 日から

5 指示・指導事項 _____

〈学校感染症の種類と出席停止の基準〉学校保健安全法施行規則 第19条

第1種	感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症 及び 新感染症	治癒するまで
第2種	飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高い感染症
インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
※ただし、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたときはその限りでない	
第3種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症（注）	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで （注）学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる